

（話題1）新型コロナウイルス感染症について

【質問：エフエムくしろ パーソナリティー】

今日は、蝦名市長にお越しいただいてお話しいただきます。それでは、市長、どのようなお話でしょうか？

【回答：市長】

新型コロナウイルス感染症に関連した内容についてお話しします。

普段より市民の皆さんには、感染防止についてご協力をいただきありがとうございます。

また、医師会をはじめ保健所、医療従事者の皆様には医療体制確保のため多大なるご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。釧路総合振興局管内の2月の感染者数は、昨日までに37名（内釧路市30名）の方が公表されています。

先月の放送で、お話ししました3件のクラスターについてはすでに終末が発表されましたが、2月には2件のクラスターが新たに発生しています。

国は1都10府県に発出していた緊急事態宣言を、栃木県を除き、3月7日(日曜日)まで延長しており、北海道も、集中対策期間を3月7日(日曜日)まで延長していますので飲食の場面においては、できる限り同居していない方との飲食を控えるなど、感染リスクを回避する行動の更なる徹底について、ご協力をお願いします。

ワクチン接種については、2月12日(金曜日)に、釧路市での接種体制を整えるため、「釧路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の部会として「ワクチン接種実施本部」を設置し、ワクチン接種の対象に応じ、柔軟な対応をしたいと考えています。

接種のスケジュール等については、4月以降、65歳以上の高齢者、約5万6千人を対象に、1人2回の接種を2ブロックに分け、3週間の間隔をあけて接種することを想定しており、平日は市内の診療所を含む医療機関の医師の協力を得て個別接種を、土日は基幹病院(6か所)のバックアップを受けて、医療機関もしくは数か所の特設会場で集団接種を行うことで、現在、医師会や各医療機関との協議を進めています。また、高齢者の居住施設(121施設、定員数4,135人)についても、各施設と提携する医療機関の協力をいただきながら、施設内で接種を行うことを基本として準備を進めています。詳細が決まり次第、都度、情報発信に努めますので、それまでの間、お待ちください。

感染予防については、今まで何度もお伝えしていますが「マスク、手洗い、3密を避ける」ことが基本ですので、いままで同様ご協力をお願いします。

また、電話や蛇口、トイレなどの共用設備に触れることで感染が拡大した事例もあります

ので、家族や職場で多くの方が良く触れるところのこまめな消毒にもご協力をお願いします。

なお、発熱等の症状があり、体調に不安がある方は、かかりつけ医や、釧路保健所、北海道健康相談センターへご相談ください。

さらに、誹謗中傷につきましても、新型コロナウイルス感染症は、誰にでも感染しうるものであり、このような行為は、いかなる場合もあってはなりません。市民の皆様には、今一度、冷静に正しい情報に基づき行動するようお願いすると同時に、感染者やその家族、また関係者に対して、優しい気持ちで寄り添っていただきますようお願いいたします。

【問合先】健康推進課 TEL：0154-31-4524

（話題2）遠隔手話サービスについて

【質問：エフェムくしろ パーソナリティー】

続きまして、皆さんにお知らせしたいことはございますか？

【回答：市長】

2月15日（月曜日）から新たに始まりました「遠隔手話サービス」についてお話いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、聴覚に障がいをお持ちの方が安心して相談できるよう、ろうあ者相談員のいる身体障害者福祉センターと、手話通訳者のいる釧路市障がい福祉課にタブレット端末を設置し、遠隔手話による相談体制を整備したものです。

事業の内容は、外出や来庁が困難な聴覚に障がいをお持ちの方が、ご自分のスマートフォンやタブレット等から、ZOOM（ズーム）というビデオ通話機能を利用して、ろうあ者相談員又は設置手話通訳者のタブレット端末と繋ぎ、手話による相談等を行うものです。

利用の対象は、釧路市内に住所のある聴覚に障がいのある方で、利用日は、平日の午前10時から午後4時までとなっており、サービスの利用については、サービス利用に必要なスマートフォン、タブレット等の通信料等はご利用者の負担となっています。

また、ご利用には、事前にメール、ファクス等で、通話を行う日時のご連絡をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染予防として、マスクの着用が求められており、手話と共に表情や口元の動きなどで意思疎通を行う聴覚に障がいをお持ちの方にとって、遠隔手話サービスにより安心して相談ができる体制を整えましたので、ぜひご利用いただきたいと思っております。

また、皆さんが、聴覚に障がいをお持ちの方と接する機会がありましたら、ぜひ、遠隔手話サービスについてお伝えしていただきますようお願いいたします。

【問合先】障がい福祉課 TEL：0154-23-5201 Fax：0154-25-3522